

令和元年生駒市議会（第5回）定例会議案

令和元年9月3日

生 駒 市

令和元年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 55 号	令和元年度生駒市一般会計補正予算（第3回）	1～8
議案第 56 号	令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）	9～12
議案第 57 号	令和元年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	13～15
議案第 58 号	生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第 59 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	17～19
議案第 60 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	20～31
議案第 61 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	32～36
議案第 62 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 63 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	38～39
議案第 64 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 65 号	生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 66 号	市道路線の認定について	42
議案第 67 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	43
議案第 68 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について	44～45

令和元年度生駒市一般会計補正予算（第3回）

令和元年度生駒市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,299,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年9月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		75,707	622,962	698,669
	1 繰越金	75,707	622,962	698,669
22 市債		1,987,800	36,300	2,024,100
	1 市債	1,987,800	36,300	2,024,100
歳 入 合 計		39,639,951	659,262	40,299,213

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,974,337	586,836	4,561,173
	1 総務管理費	2,831,536	584,333	3,415,869
	3 戸籍住民基本台帳費	236,429	2,503	238,932
3 民生費		15,551,358	21,873	15,573,231
	1 社会福祉費	6,449,557	21,873	6,471,430
4 衛生費		6,180,294	9,500	6,189,794
	1 保健衛生費	3,918,323	9,500	3,927,823
7 消防費		1,407,474	5,199	1,412,673
	1 消防費	1,407,474	5,199	1,412,673
8 教育費		5,158,734	35,854	5,194,588
	2 小学校費	397,592	30,265	427,857
	4 幼稚園費	783,600	1,318	784,918
	5 社会教育費	1,105,241	4,271	1,109,512
歳 出 合 計		39,639,951	659,262	40,299,213

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
臨時財政 対策債	1,510,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するも のとする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限を 短縮し、若し しくは繰上償 還又は低利に 借換えること ができる。	1,546,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するも のとする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限を 短縮し、若し しくは繰上償 還又は低利に 借換えること ができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	75,707	622,962	698,669	1 繰越金	622,962	前年度繰越金
計	75,707	622,962	698,669			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 臨時財政対策債	1,510,000	36,300	1,546,300	1 臨時財政対策債	36,300	
計	1,987,800	36,300	2,024,100			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定地 方債	その他	区	分		金額
1 一般管理費	1,863,135	18,855	1,881,990			18,855	18	備品購入費	18,855	情報用備品
5 財産管理費	403,985	565,478	969,463			565,478	25	積立金	565,478	減債基金
計	2,831,536	584,333	3,415,869			584,333				

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定地 方債	その他	区	分		金額
1 戸籍住民基本台帳費	235,190	2,503	237,693			2,503	13	委託料	2,503	住民基本台帳システム改修委託料
計	236,429	2,503	238,932			2,503				

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定地 方債	その他	区	分		金額
4 老人福祉費	478,274	21,873	500,147			21,873	13	委託料	495	設計委託料
計	6,449,557	21,873	6,471,430			21,873	15	工事請負費	21,378	デザイナーサービスセンター設備整備工事

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他	区分	金額	
3 健康センター管理費	62,957	9,500	72,457			9,500	15 工事請負費	9,500	健康センター空調設備改修工事
計	3,918,323	9,500	3,927,823			9,500			

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他	区分	金額	
3 消防施設費	82,574	5,199	87,773			5,199	13 委託料	1,155	樹木伐採委託料
計	1,407,474	5,199	1,412,673			5,199	15 工事請負費	4,044	庁舎施設整備工事

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他	区分	金額	
3 小学校施設整備費	47,435	30,265	77,700			30,265	13 委託料	500	設計委託料
計	397,592	30,265	427,857			30,265	15 工事請負費	29,765	生駒小学校受水槽改修工事

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 幼稚園費	776,942	1,318	778,260			1,318	15 工事請負費	1,318	区分幼稚園ブロック塀改修工事
計	783,600	1,318	784,918			1,318			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
2 生涯学習施設費	439,009	4,271	443,280			4,271	11 需用費	892	修繕料
計	1,105,241	4,271	1,109,512			4,271	18 備品購入費	3,379	生涯学習施設用備品

[単位 千円]

令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和元年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,610,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		2,183,405	3,334	2,186,739
	1 支払基金交付金	2,183,405	3,334	2,186,739
7 繰入金		1,396,234	24,932	1,421,166
	2 基金繰入金	15,082	24,932	40,014
歳 入 合 計		8,581,993	28,266	8,610,259

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		639	3,334	3,973
	1 基金積立金	639	3,334	3,973
5 諸支出金		2,677	24,932	27,609
	1 償還金及び還付加算金	2,677	24,932	27,609
歳 出 合 計		8,581,993	28,266	8,610,259

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	2,114,569	3,334	2,117,903	2 過年度分	3,334	
計	2,183,405	3,334	2,186,739			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	15,082	24,932	40,014	1 介護給付費準備基金繰入金	24,932	
計	15,082	24,932	40,014			

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国庫支出金	その他の財源				
					特定地方債	一般財源			
1 介護給付費準備基金積立金	639	3,334	3,973		3,334 (基)	3,334	25 積立金	3,334	介護保険介護給付費準備基金
計	639	3,334	3,973		3,334				

[単位 千円]

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国庫支出金	その他の財源				
					特定地方債	一般財源			
2 償還金	10	24,932	24,942		24,932 (繰入)	24,932	23 償還金利子及び割引料	24,932	国庫支出金等精算返還金
計	2,677	24,932	27,609		24,932				

[単位 千円]

令和元年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成31年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算は、令和元年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算とし、令和元年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,001,122千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸収入		3,041	1,300	4,341
	2 償還金及び還付加算金	3,010	1,300	4,310
歳 入 合 計		1,999,822	1,300	2,001,122

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		3,010	1,300	4,310
	1 償還金及び還付加算金	3,010	1,300	4,310
歳 出 合 計		1,999,822	1,300	2,001,122

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保険料還付金	2,950	1,300	4,250	1 保険料還付金	1,300	
計	3,010	1,300	4,310			

[単位 千円]

歳出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支 出金	地方 債			
2 保険料還付金	2,950	1,300	4,250		1,300 (諸)	1,300	23 償還金利子及び割引料	1,300 過年度保険料還付金	
計	3,010	1,300	4,310		1,300				

[単位 千円]

議案第 58 号

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第4号中「住民基本台帳に」の次に「旧氏又は」を、「及び」の次に「当該旧氏又は当該」を加え、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第14条第2項中「第6条第4号から第8号まで」を「第6条第4号から第7号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 59 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の方限に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第5項中「定が」を「定めが」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「、これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第15条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は前項の規定の」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

(生駒市職員の旅費支給条例の一部改正)

第4条 生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「（第1号及び第3号を除く。）」を削り、「第29条各号」を「第29条第1項各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「第4項」を「前2項」に改める。

(生駒市下水道条例の一部改正)

第5条 生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第7条 生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられ」を「処せられ、」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に、「受け」を「受け、」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第2号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 60 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第17条の3及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第6条 給与条例第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第10条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月生駒市条例第 号）第11条」と、同条第2項中「勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第1項」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準

用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第11条 第7条の規定により勤務1時間当たりの給与額を減額する場合並びに第8条の規定により支給する時間外勤務手当、第9条の規定により支給する休日勤務手当及び前条の規定により支給する夜間勤務手当の額を算定する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）並びに勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ週休日に当たる日を除く。）の日数を差し引いた日数に規則で定める時間数を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 給与条例第15条（第1項後段を除く。）から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の一般職に属する職員（法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員、法第28条の4及び第28条の5の規定により採用された職員、パートタイム会計年度任用職員（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号に該当する者を除く。）その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が、

給与条例第15条第1項に規定する基準日現在に、6月以上に至ったときは、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和43年12月生駒市条例第35号)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額及びその支給方法は、生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の定めるところによる。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 パートタイム会計年度任用職員の報酬額表は、別表第2のとおりとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第16条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額にパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、当該勤務の時間と当該勤務をした日におけるパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の週休日の振替（勤務時間等条例第5条の規定に準じて行う勤務時間の割振りをいう。）により、あらかじめ割り振られた1週間のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬

として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、当該勤務の時間と割り振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 時間外勤務に係る時間が1月について60時間（第2項ただし書に規定する割合を乗じることとなる時間を除く。以下この項において同じ。）を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、当該休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第19条 パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間として、午後10時

から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として、第15条に規定する報酬に加算して支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第20条 第16条の規定により勤務1時間当たりの報酬額を減額する場合並びに第17条の規定により支給する時間外勤務に係る報酬、第18条の規定により支給する休日勤務に係る報酬及び前条の規定により支給する夜間勤務に係る報酬の額を算定する場合の勤務1時間当たりの報酬額は、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりのパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間に1年間(祝日法による休日等及び年末年始による休日等を除く。)を週換算したものに乗じたもので除して得た額とし、日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、報酬の日額に1日当たりのパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、その額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第15条(第1項後段を除く。)から第15条の3までの規定及び第12条第2項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の130を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務

職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については当該パートタイム会計年度任用職員としての基準日以前6月以内の期間における在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と、第12条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第22条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者がパートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、当該報酬額は、当該月の現日数からパートタイム会計年度任用職員の週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第23条 給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（会計年度任用職員の給与の口座振替の方法による支払）

第24条 給与条例第19条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の2第1項各号に掲げる職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、再任用短時間勤務職員(給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、一般職に属する職員で常勤のもの例による。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法第22条第5項の規定により臨時的任用を行われていた者(施行日の前日において、市長が定める期末手当の支給要件を満たしていた者に限る。)に係る令和元年12月2日以後施行日の前日までの引き続いた当該職員としての在職期間については、第12条及び第21条において準用する給与条例第15条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

別表第1（第3条関係）

職種	月額
保育士	170,400円以上 193,900円以下
幼稚園講師	170,400円以上 193,900円以下
小・中学校講師	174,400円以上 274,000円以下

別表第2（第15条関係）

職種	時間額	日額	月額
一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	850円以上 940円以下	5,950円以上 7,290円以下	146,100円以上 182,200円以下
保育士・幼稚園講師	1,000円以上 1,250円以下	7,000円以上 9,690円以下	
保育園調理員	910円以上 960円以下		136,300円以上 146,100円以下
保育園用務員			114,200円以上 146,100円以下
看護師・保健師・栄養士	1,460円以上 1,660円以下	10,220円以上 12,870円以下	122,700円以上 252,300円以下
清掃技能員			141,200円以上 146,100円以下
小・中学校講師		4,000円以上 9,690円以下	174,400円以上 211,300円以下
学校給食配膳員	837円以上 850円以下	1,674円以上 1,700円以下	
学校給食調理員	870円以上 890円以下	6,310円以上 6,900円以下	
外国語指導助手（ALT）		14,700円以上 15,200円以下	
部活動指導員	1,600円以上 1,650円以下		
交通指導員			174,400円以上 179,600円以下
消費生活相談員			211,300円以上 217,400円以下
年金相談員			80,000円以上 160,100円以下
家庭児童相談員			128,100円以上 304,200円以下
専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者		7,300円以上 24,000円以下	107,700円以上 350,000円以下
専門的な福祉業務に従事する者			50,000円以上 322,900円以下
専門的な教育業務に従事する者			50,000円以上 153,900円以下
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額		

議案第 61 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 月生駒市条例第 号)第17条から第19条までに規定する報酬を除く。)の額)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例(平成11年3月生駒市条例第2号)第2条第2項第3号

(2) 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例(平成14年3月生駒市条例第3号)第2条第2項第3号及び第11条第3号

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「それぞれの基準日」の次に「又は生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月生駒市条例第 号）第12条第1項若しくは第21条において準用する給与条例第15条第1項に規定するそれぞれの基準日」を加える。

第8条中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の3を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第17条の3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

附則第23項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

（生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第9条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員

を除く。)」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号)により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第19項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第20項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(生駒市職員の旅費支給条例の一部改正)

第11条 生駒市職員の旅費支給条例(平成2年6月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第10項中「前項」の次に「(新たに採用された法第22条の2第1

項に規定する会計年度任用職員にあつては、第2項から第9項まで)」を加える。

第17条の2第2項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第24条中「（昭和25年法律第114号）」を削る。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企業職員で常時勤務を要するもの及び」を「企業職員で、常時勤務を要するもの、」に、「職員（以下」を「もの及び同法第22条の2第1項第1号に掲げるもの（以下これらを」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 62 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項の(2)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 63 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の
2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことと
することができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する
施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であっ
て、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行
う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項
の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に

規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月生駒市条例第29号）の
一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法
第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条
の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料 1 件につき 10,000 円

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 66 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	高山北田原線支線18号	北田原町1042番3先 北田原町1031番5先	
2	高山北田原線支線19号	北田原町1157番10先 北田原町1153番23先	
3	緑ヶ丘11号線	緑ヶ丘1452番1先 西菜畑町1440番6先	
4	緑ヶ丘西菜畑線支線14号	緑ヶ丘2208番2先 緑ヶ丘2158番13先	

令和元年9月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について

生駒市法令遵守委員会委員を下記の者に委嘱したいから、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）第16条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 九 鬼 康 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 丹 羽 徹

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 神戸市中央区●●●●●●●●●●

氏 名 八 木 正 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和元年9月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱し、及び任命したいから、
生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第
17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 委嘱する者

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 梅 川 智三郎

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 溝 口 精 二

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 粟 辻 俊 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 大阪市天王寺区●●●●●●●●●●

氏 名 福 並 正 剛

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 伊 木 まり子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●

氏 名 友 岡 俊 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 遠 藤 清

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 奥 田 陽 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 志 垣 智 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

2 任命する者

住 所 京都府相楽郡精華町●●●●●●●●

氏 名 福 田 一 仁

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和元年9月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史